

令和7年度（12月補正）鹿児島県障害福祉サービス事業所等

物価高騰対策支援事業Q & A

【目 次】

1 給付金について

- Q 1 給付金の目的は。
- Q 2 なぜ、LPGガスと食材費が支援対象なのか。
- Q 3 給付金の支給額は。

2 給付金の支給対象事業所等について

- Q 4 給付金の支給対象事業所等は。
- Q 5 休止中の事業所等は、支給対象事業所等に含まれるか。
- Q 6 事業所等は鹿児島県内にあるが、法人の本社が鹿児島県内にない場合、給付金を受給できるか。
- Q 7 訪問系サービス、相談系サービスの事業所が支給対象とならないのはなぜか。

3 給付金の受給手続について

- Q 8 給付金を受給するためには、どのような手続が必要か。
- Q 9 複数の事業所等を運営している場合、事業所等ごとに申し出るのか。法人で事業所等を取りまとめて申し出るのか。
- Q 10 LPGガスを使用していることが分かる書類とは。
- Q 11 複数の対象事業所等が1つの建物の中にあり、LPGガスの契約が1つになっている場合（個々の対象事業所等で契約していない場合）、提出書類はどのようにすれば良いか。
- Q 12 食事提供を行ったことが分かる書類とは。
- Q 13 対象事業所等であるのに、給付金の「支給通知」が届かない。
「支給通知」に記載されていない事業所等がある。
- Q 14 給付金の受給を辞退したい場合は。
- Q 15 給付金の受給口座を変更したい場合は。
- Q 16 各申出書に添付する書類や通帳等について、スマートフォンなどで撮影した画像でもよいか。

- Q17 インターネットバンキングを利用しているが、振込口座が分かる書類とは何を用意すればよいか。
- Q18 申出書等書類提出後、記載漏れや記載誤りに気づいた場合は、どうすればよいのか。

4 問合せ等について

- Q19 給付金はいつ支給されるか。
- Q20 給付金全般に係る問合せ先は。
- Q21 申出書等が県へ到着したか、また、審査状況や支給日等を確認したい。
- Q22 この給付金と同じ目的（Q1参照）の給付金又は補助金等を市町村等から既受給している、又は今後、受給する予定があるが、この給付金も受給することができるか。

5 その他

- Q23 支給された給付金について、使用に係る制限があるか。
- Q24 この給付金は税務上、課税対象となるか。
- Q25 この給付金について、県から電話がかかってくることがあるか。

1 給付金について

Q1 給付金の目的は。

国が定める障害福祉サービス等報酬などにより運営を行っている障害福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という。）では、エネルギー価格や食事提供に必要な食材費など、物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれていることから、安心・安全で質の高いサービスを利用者へ継続して提供するとともに、安定的な運営を行えるよう、「LPGガス使用に係る経費」及び「食材費」の価格高騰分の一部を支援するために支給するものです。

Q2 なぜ、LPGガスと食材費が支援対象なのか。

電力（低圧・高圧）、都市ガスについては、国において、物価高騰対策として、令和8年1月より、家庭・企業に対し、利用料を直接的に軽減する「電気・ガス料金負担軽減支援事業」が実施されているところです。

また、利用者の送迎車両等において使用するガソリン価格等についても、国の燃料油価格定額引下げ措置により、価格急騰の抑制が図られてきたところです。

ここで、国の物価高騰対策の支援対象となっておらず、障害福祉サービス事業所等の運営に大きな影響を与えているものと考えられる、「LPGガス」及び

「食材費」の価格高騰分の一部を支援することとしたものです。

Q 3 給付金の支給額は。

給付金は、「L P ガスを使用する事業所等への給付金」と「食事提供を行う事業所等への給付金」の2種類です。

指定を受けているサービス種別に応じ、下表の金額を事業所等ごとに支給します。各給付金の支給は、1事業所1回限りです。

(例) A法人：「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」の事業所を運営
⇒「児童発達支援」「放課後等デイサービス」それぞれに給付金を支給

第1欄		第2欄	第3欄
分類	No.	サービス名	L P ガスを使用する事業所等への給付金 食事提供を行う事業所等への給付金
通所系	1	療養介護	3千円／事業所 23千円／事業所
	2	生活介護	
	3	自立訓練	
	4	就労選択支援	
	5	就労移行支援	
	6	就労継続支援A型	
	7	就労継続支援B型	
	8	児童発達支援	
	9	放課後等デイサービス	
	10	短期入所	
入所・居住系	11	施設入所支援	定員40人以下 10千円／事業所
			定員41人～60人 16千円／事業所
			定員61人以上 26千円／事業所
	12	障害児入所施設	26千円／事業所
	13	共同生活援助	定員40人以下 10千円／事業所
			定員41人～60人 16千円／事業所
			定員61人以上 23千円／事業所

※ 定員は、令和7年12月1日時点で、県又鹿児島市に届け出ている定員です。

ただし、医療型障害児入所施設については、令和7年12月1日時点で、現に入所している障害児の数とします。

2 給付金の支給対象事業所等について

Q 4 各給付金の支給対象となる事業所等は。

支給対象事業所等の要件は、次のとおりです。

(1) 共通事項

県内に所在する事業所等で、令和7年12月1日時点で、Q3記載の表第1欄の指定を受けている事業所等のうち、令和7年9月1日から同年11月30日の間に提供したサービスに係る障害福祉サービス等報酬又は県から給付費等の支払実績があること。

※ したがって、令和7年12月2日以降に指定された事業所等は、給付金の支給対象事業所等になりません。

(2) LPガスを使用する事業所等への給付金

令和8年1月1日から同年3月31日までの間にLPガスを使用している事業所等で、知事が別に定める日（※）までに「令和7年度（12月補正）鹿児島県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に定める『支給対象事業所等申出書（第1号様式）』により申出を行った事業所等

(3) 食事提供を行う事業所等への給付金

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に食材料費（食事代、弁当代、おやつ代など、食事提供に係る経費）の全部又は一部を負担（※）し、利用者に対して食事を提供した事業所等のうち、知事が別に定める日（※）までに「令和7年度（12月補正）鹿児島県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に定める『支給対象事業所等申出書（第1号様式）』により申出を行った事業所等

※ 知事が別に定める日については、Q8参照のこと

※ かかった食材料費の全額を利用者に実費請求している場合など事業所等が一切費用負担していない場合は対象外

Q 5 休止中の事業所等は、支給対象事業所等に含まれるか。

令和7年12月1日時点で、休止中の事業所等は対象なりません。

※ 次の事業所等も支給対象外となります（要綱第3条）。

- (1) 市町村、一部事務組合等が設置する事業所等
- (2) 指定発達支援医療機関である障害児入所施設
- (3) 本給付金の趣旨に照らして適当でないと知事が認めた者が設置する事業所等

Q 6 事業所等は鹿児島県内にあるが、法人の本社が鹿児島県内にない場合、給付金を受給できるか。

法人の本社が鹿児島県外であっても、対象事業所等が鹿児島県内に存在する場合、当該事業所等については支給対象となります。

鹿児島県外に所在する事業所等については、本給付金の対象外となります。

Q 7 訪問系サービス、相談系サービスの事業所が支給対象とならないのはなぜか。

本給付金は、Q 1のとおり、L P ガス及び食材費の価格高騰分の一部を支援することを目的としています。そのため、障害福祉サービス事業所等のうち、利用者に対し、食事や入浴などのサービス提供を行うため、L P ガス及び食材費の価格高騰の影響を受ける「通所系」及び「入所・居住系」のサービスを対象としたところです。

3 給付金の受給手続について

Q 8 給付金を受給するためには、どのような手續が必要か。

① 提出書類

事業所の状況によって、必要書類が異なります。下表で御確認ください。

サービス名	例	事業所等で L P ガスを 使用	利用者へ 食事を提供	給付金の支給	必要となる手續・提出書類等
生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、共同生活援助	①	×	×	支給されません	申出や手続きは不要です。
	②	×	○	食事提供の給付金のみ対象	①支給対象事業所等申出書（第1号様式） ②令和7年4月1日以降に食事（おやつを含む。）の提供を行った実績を証する書類（食事提供記録、食事代請求書、食事代領収書の写し等）
	③	○	×	L P ガスの給付金のみ対象	①支給対象事業所等申出書（第1号様式） ②L P ガスを使用していることを証する書類（令和7年度中の使用に係る検針伝票、利用料金請求書、利用料金領収書の写し等）
	④	○	○	L P ガス・食事提供、両方の給付金が対象	①支給対象事業所等申出書（第1号様式） ②L P ガスを使用していることを証する書類（令和7年度中の使用に係る検針伝票、利用料金請求書、利用料金領収書の写し等） ③令和7年4月1日以降に食事（おやつを含む。）の提供を行った実績を証する書類（食事提供記録、食事代請求書、食事代領収書の写し等）
療養介護、施設入所支援、障害児入所施設	⑤	×	○	食事提供の給付金のみ対象	①支給対象事業所等申出書（第1号様式）
	⑥	○	○	L P ガス・食事提供、両方の給付金が対象	①支給対象事業所等申出書（第1号様式） ②L P ガスを使用していることを証する書類（令和7年度中の使用に係る検針伝票、利用料金請求書、利用料金領収書の写し等）

《手續に係る留意事項》

- 1 令和7年度中にL P ガスを使用する事業所等又は食事提供を行う事業所等である旨を知事に申し出て、給付金の支給を受けており、令和7年12月1日時点において休止又は廃止していない事業所等については、申出があったものとみなしますので、申出書及び拠証書類の提出は不要です。**
- 2 1に該当する事業所等であっても、施設入所支援又は共同生活援助を実施する事業所で、前回の支給において申し出た定員数から変更がある場合は、第1号様式により、下記提出期限までに届出を行ってください。**
- 3 1に該当する事業所等で、令和8年1月以降にL P ガスの使用実績がない、又は令和7年4月以降に食事提供実績がない場合については、下記提出期限までに別記第2号様式により、辞退の届出を行ってください。**

※ 給付金の受給を辞退したい場合 ⇒ Q14を御確認ください。

※ 給付金の振込先口座を変更したい場合 ⇒ Q15を御確認ください。

② 提出方法

メールで提出をお願いします。

③ 提出時の留意事項

申出書等は Excel ファイルのまま御提出ください。

④ 提出書類の入手方法

①に記載の申出書等の様式は、県ホームページで公開しています。
お手数ですが、下記の県ホームページからダウンロードしてください。

鹿児島県ホームページ：

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae07/sisetsu/r7bukkakoutou12gatu.html>

ホーム > 健康・福祉 > 障害者福祉 > 障害福祉全般 > サービス提供事業者の皆様へ > 令和7年度(12月補正)障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業について

⑤ 提出期限

令和8年1月28日(水) ※必着

⑥ 提出先

メールアドレス：uketsuke-shisetsu@pref.kagoshima.lg.jp

※ 原則として、事業所のアドレスや事業所が職員個人に割り当てたアドレスから提出してください（事業所が管理しているメールアドレスであれば、gmail等のドメイン名でも可）。

※ メールの件名に必ず「(法人等名) 物価高騰対策支援申出」と入力してください。

Q9 複数の事業所等を運営している場合、事業所等ごとに申し出るのか。法人で事業所等を取りまとめて申し出るのか。

法人が運営する事業所等のうち、給付金の対象となる事業所等分を取りまとめて上、申出を行ってください。

Q10 LPガスを使用していることが分かる書類とは。

令和7年度中の使用に係る検針伝票の写し、利用料金請求書の写し、利用料金領収書の写し等のうちいずれかです。任意で選択した1か月分の写しを提出してください。

なお、上記の書類に、LPガスの使用に係ることの表示がないもの、法人名や事業所名の記載がない場合は、写しの余白にLPガスの使用に係るものであることや支給対象事業所等に係るもので相違ない旨の記載をお願いします(下記記載例参照)。(押印は不要です。)

【記載例①：LPGガスの検針票・請求書・領収書等であることの表示がない場合】

この写しは、LPGガスの使用に係る〇〇〇（＝検針票・請求書・領収書等の名称）で相違ありません。

令和8年×月×日 △△△（＝法人名） ☆☆☆・◎◎◎（＝代表者役職名・氏名）

【記載例②：法人名・事業所名の記載がない場合】

この写しは、〇〇〇（＝事業所名）に係るもので相違ありません。

令和8年×月×日 △△△（＝法人名） ☆☆☆・◎◎◎（＝代表者役職名・氏名）

※ 記載内容が事実と異なることが発覚した場合は、給付金の支給を取り消し、返還を求めることがありますので御留意ください（Q11・Q12も同じ）。

※ 都市ガスは支援対象外ですので、都市ガスではなくLPGガスであることを御確認ください。

Q11 複数の対象事業所等が1つの建物の中にあり、LPGガスの契約が1つになっている場合（個々の対象事業所等で契約していない場合）、提出書類はどのようにすれば良いか。

Q10と同じく、写しの余白に対象事業所（複数ある場合は、全ての事業所名を記載）に係るもので相違ない旨の記載をお願いします。

Q12 食事提供を行ったことが分かる書類とは。

令和7年4月1日以降に、利用者に対し、食事提供を行ったことが分かる次の書類のうちいずれかです。任意で選択した1か月分の写し（利用者1人分で可）を提出してください。

- ① 食事提供記録
- ② 食事代の請求書
- ③ 食事代の領収書

なお、上記①～③の書類に利用者個人のお名前などの記載がある場合は、当該部分を黒塗りの上、提出をお願いします。

また、法人名や事業所名の記載がない場合は、Q10の記載例にならって、写しの余白に対象事業所等に係るもので相違ない旨の記載をお願いします。

Q13 対象事業所等であるのに、給付金の「支給通知」が届かない。

「支給通知」に記載されていない事業所等がある。

支給対象事業所等の要件を確認しますので、Q20に記載の問合せ先へメールで御連絡ください（緊急の場合は、電話による連絡も可）。

支給対象事業所等の要件を満たすことが確認できた場合は、Q8に記載の必要書類を提出していただくことになりますが、詳細の手続は、個別に御案内します。

Q14 給付金の受給を辞退したい場合は。

給付金の受給を辞退する場合は、要綱に定める『受給辞退届出書』（第2号様式）をQ8記載の提出先へ送付してください。

※ 令和7年度中にLPGガスを使用する事業所等又は食事提供を行う事業所等である旨を知事に申し出て、給付金の支給を受けている事業所で、令和8年1月以降にLPGガスの使用実績がない、又は令和7年4月以降に食事提供実績がない場合については、令和8年1月28日（水）までに別記第2号様式により、辞退の届出を行ってください。

Q15 給付金の受給口座を変更したい場合は。

給付金は、原則、障害福祉サービス等報酬の振込先として、対象事業所等が鹿児島県国民健康保険団体連合会に登録している口座（以下「登録口座」という。）に振り込みますが、登録口座が使用できない場合など、振込先の口座を変更したい場合は、要綱に定める『振込口座変更届出書』（第3号様式）及び振込口座を確認できる通帳の写し（※）を令和8年1月28日（水）までに、Q8記載の提出先へ送付してください。

※ 銀行名、支店名、カタカナの口座名義人及び口座番号が記載されている部分の写し

Q16 各申出書に添付する書類や通帳等について、スマートフォンなどで撮影した画像でもよいか。

差し支えありません。

ただし、画像が鮮明であり、内容が読み取れるものであるか確認の上、画像データ（JPEG形式、PNG形式等）又は画像データをPDF形式に変換したものを、メールに添付してください。

Q17 インターネットバンキングを利用しているが、振込口座が分かる書類とは何を用意すればよいか。

口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーや画像データを提出してください。

画像データを提出する際の留意事項は、Q16と同じです。

Q18 申出書等書類提出後、記載漏れや記載誤りに気づいた場合は、どうすればよいか。

再度、正しい書類を提出してください。提出の際、『再提出』である旨をメールの「件名」に明示して提出してください。

4 問合せ等について

Q19 給付金はいつ支給されるか。

給付金の支給（振込）は、令和8年3月頃を予定しています。

ただし、振込口座を変更する場合は、上記予定期日より遅れことがあります。

また、申出書及び添付書類等に不備があり、修正に時間を要した場合も支給が遅れる可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

Q20 給付金全般に係る問合せ先は。

下記のアドレスへ「メール」にてお問い合わせください。

原則、メールでの問合せとさせていただきますが、緊急の場合は、電話でも受け付けます。

<メール>

uketsuke-shisetsu@pref.kagoshima.lg.jp

<電話番号>

099-286-2760, 2749

<電話受付時間>

8:30～17:15（平日 12:00～13:00 及び土日祝を除く。）

Q21 審査状況や支給日等を確認したい。

申し訳ありませんが、書類審査の進捗状況等については、お答えできません。

後日届く給付金の支給通知により、金額及び支給予定期日を確認してください。

5 その他

Q22 この給付金と同じ目的（Q 1 参照）の給付金又は補助金等を市町村等から既受給している、又は今後、受給する予定があるが、この給付金も受給することができるか。

市町村等から同じ目的の給付金又は補助金を受給している（予定を含む）・いないにかかわらず、この給付金を受給することは可能です。

ただし、この給付金を受給した場合に、市町村等から給付金又は補助金を受給できるかについては、市町村等支給先に御確認ください。

Q23 支給された給付金について、使用に係る制限があるか。

この給付金は、Q 1 に記載のとおり事業所等の負担の一部を軽減するため支給するものですので、各事業所等で適切に判断の上、使用してください。

なお、給付金の使用実績に係る県への報告等は不要です。

Q24 この給付金は税務上、課税対象となるか。

この給付金は、税務上、益金に算入され課税対象となる可能性があります。

税務上の取扱いについては、税務署に御確認ください。

Q25 この給付金について、県から電話がかかってくることがあるか。

あります。

申出書や添付書類等に不備があった場合、確認や書類の修正をお願いするため、県から電話連絡をさせていただくことがあります。

この場合、県の電話番号は、『099-286-2760又は2749』です。

特殊詐欺には、十分御注意ください。